平成２４年（フ）第５９４号
広島市佐伯区五日市１丁目13番25号
債務者　丸子　洋子（旧姓下岡）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６２号
広島市中区大手町５丁目３番12―805号
債務者　鼻岡　昌子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０２号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町15番地の１
債務者　瀧口電気工業こと　瀧口秀一郎
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡根　竜介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１９号
兵庫県芦屋市陽光町８番20―1205号
債務者　石原　　満
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６６号
愛知県あま市西今宿梶村三62番地５
債務者　大島顕好こと　趙　　顕好
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　篤周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９３号
金沢市八日市２丁目786番地
債務者　山本　実朗
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２７７号
北海道旭川市東４条11丁目１番３号
債務者　上原　章裕
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４７号
横浜市青葉区美しが丘４丁目16番地35
債務者　永留　喜昭
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３８号
宮崎市和知川原１丁目71番地１　グランドゥール・シュウ303号
債務者　古川　智昭
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６９２号
横浜市栄区桂町688番地１　ライブマンション208号
債務者　木村　　照
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田　友之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５６号
北海道北斗市中野通３丁目12番10号
債務者　滑田　貴文
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６号
函館市美原３丁目32番14号
債務者　寺沢　　章
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２７号
函館市美原３丁目32番14号
債務者　寺沢真由美
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０５５号
埼玉県加須市花崎４丁目16番地９、旧住所埼玉県上尾市上町１丁目３番１号　タワーテラス上尾304
債務者　吉田　玉枝（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８０号
埼玉県川口市芝下１丁目14番５号　グリーンパーク第１―206号
債務者　田口　美穂
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
埼玉県所沢市東所沢３丁目２番地の２　ジョイナス201
債務者　横田　紀行
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４８３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字川角94番地８　川角マンションＢ―101号
債務者　笠原　麻美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部